

2024年12月23日

社会福祉法人 瑞祥会

社会福祉法人 ルボア

理事長 櫻村 恵子 殿

U A ゼンセン



永島 智子



U A ゼンセン総合サービス部門



坂田 浩太



U A ゼンセン香川県支部



三屋 智広



U A ゼンセン瑞祥会・ルボアユニオン

委員長 船川 健吾

## 2025年度労働条件に関する要求書

私たちは、U A ゼンセンならびに総合サービス部門および当組合の決定に基づき、標記の件について別紙の通り要求します。

なお、この件についての第1回団体交渉を1月7日までにを行うよう申し入れます。

## 記

### I. 2025年度 賃金改定に関する要求内容

#### 1. 賃上げ額

##### (1) 正社員組合員

###### 1) 所定内賃金引上げ

全組合員の所定内賃金を1人当たり11,000円引き上げること。

###### 2) 手当の改正

###### ① 通勤手当

ア) 4km未満に一律1,000円支給すること。

イ) 瑞祥会給与規程別表7およびルボア給与規程別表6の支給額を各1,000円引き上げること。

###### ② 皆勤手当の新設

一ヶ月ごとに5,000円支給すること。

###### ③ 技能実習生担当手当、兼務手当を新設すること。

##### (2) パートタイム組合員

###### 1) 1人当たり時給を80円引き上げること。

###### 2) 手当の改正

###### ① 通勤手当

ア) 4km未満に一律1,000円支給すること。

イ) 瑞祥会給与規程別表7およびルボア給与規程別表6の支給額を各1,000円引き上げること。

###### ② 皆勤手当の新設

一ヶ月ごとに5,000円支給すること。

#### 2. 賃金制度

##### (1) 正社員組合員

定年まで昇給させること。

また、そのために給料表を改正すること。

##### (2) パートタイム組合員

昇給制度を新設し、時間給基準表の上限金額を撤廃すること。

##### (3) 定年再雇用後の組合員

定年前の基本給を支給することとし、定年後の就業規則、給与規程等の素案を提示すること。

## II. 2025年 期末一時金に関する要求内容

### 1. 正社員組合員

#### (1) 要求月数

年間5ヶ月とすること。

#### (2) 算定基礎賃金

算定基礎賃金項目は以下のとおりとすること。

・基本給      ・役職手当      ・資格手当      ・扶養手当

### 2. パートタイム組合員

(1) 全てのパートタイム組合員に対し、同一労働同一賃金に基づいた支給額の一時金制度を導入すること。

#### (2) 要求額

1) 現在一時金が支給されているパートタイム組合員については、正規職員と同視すべき働き方をしているため、正規職員と同様の基準で支給すること。

2) 現在一時金が支給されていないパート組合員に対する支給額を年間2.0ヶ月とすること。

## III. 労働時間の短縮・改善に関する要求

1. 正社員組合員の年間休日数を108日から111日とすること。

2. バースデイ休暇の新設。

3. 採用日より年次有給休暇を付与すること。

4. 積立年次有給休暇取得要件に「子の学校等の行事参加」を加えること。

## IV. あらゆる就業形態における公正処遇の実現に関する要求

1. 住居手当について、正規・非正規を問わず、本人が賃貸契約を結んでいる組合員には支給すること。

また、瑞祥会給与規程第14条(3)およびルポア給与規程第16条(4)「申請者が単身者である場合、勤務する事業所より20km以内における親の住居状況」については、時代背景も照らし合わせ、これを削除すること。

## V. その他

1. 始末書を提出した職員の減給や昇給停止についてのルールを労使で協議し、規定化すること。

2. 夜勤の就業時間を統一し、事業所間の休日数の差を無くすこと。

3. 残業代を適切に支給すること。

ここでいう「適切」とは、労基法第 24 条ならびに 37 条、および行政通達（通達昭和 63 年 3 月 14 日基発第 150 号）に則るとともに、タイムカードなどを導入すること。タイムカードなどの導入が叶わない場合は、始業時刻から退勤時刻（終業時刻ではない）までを労働時間として記入させることも含む。

**VI. 実施月度**

実施開始は 2025 年 4 月度とすること。

**VII. 解決目標日**

2025 年 3 月 31 日までに解決すること。

以上